

令和4年度

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれか要件を満たす方は、**保険税が減免**となります。

対象となる世帯	減免額
①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯	全額
②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する世帯 (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少する見込みであること (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること 注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。	全額 または 一部

$$\text{対象保険税額} \left(\frac{\text{A} \times \text{B}}{\text{C}} \right) \times \text{減免の割合} = \text{保険税の減免額}$$

- ①: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- ②: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる収入等に係る前年の所得額
- ③: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を減免

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	100%
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1,000万円以下	20%

減免の対象となる国民健康保険税	令和4年度の国民健康保険税（普通徴収の納期限または特別徴収対象の年金給付日が、令和4年4月1日から令和5年3月31日までのもの） ※令和4年3月以降に届出をした、令和3年度の3月分も対象	
必要書類	<input type="checkbox"/> 「国民健康保険税の災害等に係る減免申請書」様式第1号（第3条関係） ①による申請の場合 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症による死亡または1か月以上の治療を有することが確認できる医師による診断書 ②による申請の場合 <input type="checkbox"/> 「収入状況等申書」様式第2号（第3条関係） ア. 確定申告書の写しや源泉徴収票の写しまたは売上帳簿等の写しなどで、前年および今年の収入や所得が記されているもの イ. 廃業や失業の場合は、廃業等届出書の写しや離職証明書等	
提出方法	郵送の場合	申請書と添付書類を、下記宛にお送りください。 〒303-8501 常総市水海道諏訪町3222番地3 常総市役所健康保険課管理係 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送申請にご協力ください。
	窓口へ提出する場合	平日開庁時間内(8:30~17:15)に、 本庁舎健康保険課 または 石下庁舎暮らしの窓口課 に必要書類をお持ちください。
申請受付期限	令和5年3月24日（金）まで	

※申請書類は、窓口以外にも市ホームページへ掲載しておりますのでダウンロードしてご利用ください。郵送をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ：常総市役所 ☎0297-23-2111 健康保険課（内線1220）石下庁舎 暮らしの窓口課（内線8027）

※後期高齢者医療制度の保険料減免については、健康保険課 内線1250・1251へお問い合わせください。